

292 法科大学助教授川名兼四郎私立中央大学他二校へ出講許
可指令案
〔明治三十九年十月九日〕

明治卅九年十月九日

書記官 (中村恭平) ④
書記 (富塚恂) (榎本勝多) ④

総長 (浜尾新) ④

案

東京帝国大学法科大学助教授 川名兼四郎

(欄外注記1)
九月廿五日附願私立中央大学私立法政大学私立専修学校ニ於テ
民法講義受嘱ノ件聴許ス

年月日
総長

供閱 御願

学長 (穂積八束) ④

(松永武夫) ④

川名兼四郎

〔下札〕

右私儀左の私立学校に於て毎週三時間民法の講義致度候間御認
可被下度此段及御願候也

但車代之外報酬ハ不申受候

中央大学 法政大学 専修学校

九月廿五日 右 川名兼四郎 ④

東京帝国大学総長 濱尾 新殿

(欄外注記1)

〔指令済十月九日〕

(下札)

(朱書)
 各校三時間即チ九時間トモ見ユルニ付法科大学問合セタルニ同大
 学ニ於テモ既ニ同様ノ疑義アリ本人へ問合セタルニ各校ヲ通シテ
(復本勝多)
 三時間即チ一校一時間ツ、ナル旨申出アリシ由回答アリ

『検印録』明治三十九年、㊦F10